

雇 第 6 2 8 号
令和3年11月24日

関係県内経済団体の長 様

千葉県商工労働部雇用労働課長
(公印省略)

令和4年1月以降の雇用調整助成金の特例措置等について（通知）

日頃から本県の雇用施策に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

雇用調整助成金等の特例措置について、今般、厚生労働省から、令和4年1月から3月までの具体的な助成内容を別紙のとおりとし、令和4年4月以降の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2021」に沿って、具体的な助成内容を検討の上、令和4年2月末までに改めてお知らせする旨発表がありましたので通知します。

現在、事業活動を取り巻く環境が大変厳しい状況にある中、事業活動の継続や労働者の雇用の維持・確保を図るため、多くの企業が本制度を御活用いただいているところであり、制度の変更につき、貴団体の各会員の皆さまに広く周知くださるようお願いいたします。

詳細については、下記の国ホームページを御参照下さい。

* 国ホームページ URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/r401cohokurei_00001.html

問合せ先

千葉県商工労働部雇用労働課

電話 043-223-2767

詳しくは、以下にお問合せください。

千葉労働局職業安定部職業対策課事業所給付係

電話 043-221-4393

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

別紙

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

| | | 令和3年 5月～12月 | 令和4年 1・2月 | 令和4年 3月 |
|------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 中小企業 | 原則的な措置 | 4/5(9/10) 13,500円 | 4/5(9/10) 11,000円 | 4/5(9/10) 9,000円 |
| | 地域特例(※1) 業況特例(※2) | 4/5(10/10) 15,000円 | 4/5(10/10) 15,000円 | 4/5(10/10) 15,000円 |
| 大企業 | 原則的な措置 | 2/3(3/4) 13,500円 | 2/3(3/4) 11,000円 | 2/3(3/4) 9,000円 |
| | 地域特例(※1) 業況特例(※2) | 4/5(10/10) 15,000円 | 4/5(10/10) 15,000円 | 4/5(10/10) 15,000円 |

休業支援金等

| | | 令和3年 5月～12月 | 令和4年 1月～3月 |
|-------------|----------|----------------|---------------|
| 中小企業 | 原則的な措置 | 8割 9,900円 | 8割 8,265円 |
| | 地域特例(※5) | 8割 11,000円 | 8割 11,000円 |
| 大企業 (※4) | 原則的な措置 | 8割 9,900円 | 8割 8,265円 |
| | 地域特例(※5) | 8割 11,000円 | 8割 11,000円 |

- (※1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」とい)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。 ※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。 ※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
- (※2) 令和3年12月までは、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主。令和4年1月～3月は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前年同期比30%以上減少の全国の事業主。 なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。
- (※3) 【令和3年12月まで】原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。 【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
- (※4) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。
- (※5) 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。 なお、上限額については月単位での適用とする。 (例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置 →5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)
- (※6) 雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。